③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ｱ)については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

２）技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

３）設備・システムに関する要件

業務実施上必要なシステムは以下のとおりとする。

①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

４）業務執行体制に関する要件

①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

５）業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：公共事業の入札契約手続を支援するWeb型システムの開発又は改良を行った業務

・類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務

６）配置予定主任技術者に関する要件

配置予定主任技術者は、平成19年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。また、下記に掲げるいずれかの資格を有すること。

①　業務実績

・同種業務：公共事業の入札契約手続を支援するWeb型システムの開発又は改良を行った業務

・類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務

②　資格要件

・技術士（電気電子部門・情報工学部門）

・ＰＭＰ（Project Manegement Professional）

・情報処理技術者の基本情報技術者以上（旧資格の同等レベルも含む）

・ＩＴコーディネーター補以上

・ＩＳＭＳ審査員資格以上

５．手続等

⑴　担当部局

１）契約関係

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係　電話：048―600―1327　ＦＡＸ：048―600―1370

２）技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局企画部技術管理課技術審査係　電話：048―600―1331　ＦＡＸ：048―600―1374

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

１）説明書を上記⑴２）の問い合わせ先で交付する。

交付期間は平成29年12月15日から平成29年12月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。

また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記⑴２）の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

２）希望者には、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を上記⑴２）に持参することにより電子データを交付するので、予め上記⑴２）の問い合わせ先に申し出ること。

また、郵送による場合には、予め上記⑴２）の問い合わせ先に連絡し、上記⑴２）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成29年12月25日（月）18時00分

提出場所：上記⑴２）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

平成30年１月26日（金）18時00分

⑷　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　詳細は説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of service：H29―30 new technology examination support system (duties) improvement 1 set

⑵　Time-limit to express interests：6：00 P.M 25 December 2017

⑶　Contact point of documentation to the proposal：Takahiro Saitou Technical examination section, Engineering Affairs Management Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan, TEL 048―600―1331

⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs：Syuhei Kobayashi No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724 Japan, TEL 048―601―3151